

化政期における会津藩の江戸湾防備

高橋, 令治 / TAKAHASHI, Reiji

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

145

(終了ページ / End Page)

158

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010821>

化政期における会津藩の江戸湾防備

高 橋 令 治

はじめに

寛永以来鎖国政策によって、長崎において外国問題を処理して来た我が国は、元文・寛政・文化年間以来の露国の南下⁽¹⁾とヨーロッパ勢力の東進⁽²⁾の前に沿岸警備の必要性を生じた。茲に文化四・五年の房相台場取立箇所の見分となり、⁽³⁾江戸湾防備に着手した。

外国船に対する江戸湾防備の最初の任は、寛政年間、その必要性を唱え、且つ積極的であった白河藩主松平定信⁽⁴⁾に加え、会津藩主松平金之助に命じた。阿藩に最初の任が命ぜられた経緯の究明も必要であるが、最初の防備担当藩として、以後の防備担当藩に及ぼす影響も極めて大なるものがあったと思考する。茲に会津藩の相州における江戸湾防備について、その施設・人員、駐留者の要務、駐留者の生計、領分の移動などについて探って

化政期における会津藩の江戸湾防備（高橋）

みたい。

一、相州の施設・人員等

文化七年二月、幕府は、会津藩主松平金之助名代保科能登守に対し、外国船来航に備え、相州浦賀海辺に台場を築き、防備に当るよう命じた。⁽⁵⁾同時に、右の防備に都合のよい場所において領分の引替のある旨の仰を下した。⁽⁶⁾幕府は、文化七年四月、吟味役篠山十兵、御勘定守屋権之丞、御勘定吟味方改役並飯田庫三郎の三名に対し、各々金三枚、二枚、十五枚を渡し、浦賀並びに安房・上総⁽⁷⁾への出張を命じた。三名は、同年六月一日帰府した。⁽⁸⁾この時の要件に就いては明かでないが、出張者の職名より推考すると、防備に伴う領地替に関係があったものと考えられる。

命を受けた会津藩は、文化八年⁽⁹⁾より相州の三崎北

条山、浦賀平根山、観音崎⁽¹⁰⁾に陣屋を築いて駐留者を配し、同時に浦賀平根山、観音崎、城ヶ嶋の安房崎に台場を築き、⁽¹¹⁾防備に着いた。各所の施設は、大体次の通りである。観音崎には、山上に船見番所を設け、大筒五挺を備え、傍に八千百十坪余の陣屋を建てた。浦賀平根山には、山頂に船見番所を設け、大筒六挺を備え、陣屋と焰硝藏を築いた。安房崎の台場には、大筒を備え、遠見番所を置いた⁽¹²⁾が、その装備された内容は明確でない。文政三年十二月、会津藩が相州の防備を解任され、翌年五月、筑紫佐渡守が安房崎台場を引取り、同年八月、平根山と観音崎へ配置替のため土崎寛十郎が廻漕してきた。その時の大筒が三門、狼烟が一門であった。⁽¹³⁾会津藩は解任と同時に装備の一切を幕府に引継⁽¹⁴⁾いたから、安房崎の装備は、先に記した都合四門であったろう。しかし右に述べた三ヶ所の大筒の門数について、川越藩の記録⁽¹⁵⁾は異なっている。川越藩は、文政三年十二月、会津藩の解任後、相州防備の分担を命ぜられた。翌年正月十三日、川越藩は、亀岡隼太、布沢伝之助の両忍を相州に派遣し、会津藩の防備を探らせた。右両忍の報告が、正月二十九日の条に記されているが、それによると、各台場には大筒三挺ずつが装備されていた。⁽¹⁶⁾幕府は、会津藩の防備を解任すると同時に、砲台・大筒

をそのまま残す故を以って会津藩に対して金一万両を賜っている。⁽¹⁷⁾従って防備解任と同時に装備を国元へ移動させるようなことはしなかつと考えられる。安房崎台場については、文政四年、土崎寛十郎が廻漕した時の大筒が三門であり、川越藩の忍の報告と一致する。故に既に述べた処の門数の相違は、文化八年より文政三年の間に装備を逐次縮少していたのではないか。

右に述べた各地に、何人の士卒が駐留して防備に従事したか、あるいはその変動については会津藩當局の史料を見ることができなかった。川越藩の記録⁽¹⁸⁾によつて、ほぼその人員を知ることができる。観音崎陣屋の人員は隊長以下甲士まで役々の者が四十人、足軽百六十人余が正規の人員であつたようである。しかし文政三年の解任のころは、隊長二人、物頭二人、甲士十人余、郡奉行一人、代官一人、目付、軍士、船奉行、足軽六十人余、そのほかに医師、諸職人、小者、既付、牢番等の者を以つて任務に當つていた。竈数が四百餘人あるが、文政四年正月当時は半数が空家であつた。遠隔の地、東北より相州に赴いて防備にあたつたのであるから、おそらく家族を同伴⁽¹⁹⁾して来ていたか、あるいは同伴しないまでも各人ごとに部屋を持っていたと考えられる。すると竈数は即ち世帯数と考えられる。一竈数に対して最低一人の

勤番者がいたと考えられる。従って観音崎に駐留していた人員は、通常の場合は隊長以下甲士まで役々の者と足軽で二百人余、そのほか各種の係の者を含め、総数四百人余であつたろう。平根山へは観音崎より通勤していた。三崎陣屋には、隊長一名、物頭一名、甲士五・六名、足軽三十人余が駐留していた。⁽²⁰⁾ 観音崎陣屋の場合と同様、解任の頃は残務のために残っている人員と考えられるから、通常は右に記した数を越える人員を以て防備に従事していたであらう。

二、相州駐留者の要務と領民の生活

駐留者の日常の業務の第一は、先に述べた各台場への交代勤務である。即ち各々の場所へ甲士三人、足軽四・五人、小者等⁽²¹⁾ が出張し、防備した。非常事態に備えての戦闘訓練も又重要であつた。船打ちの訓練は、三月より九月の間、⁽²²⁾ 毎月定例に実施した。観音崎駐留者は毎月十五日を訓練日とし、砲術は猿島を目標としておこなつた。三崎駐留者は、毎月二十日を訓練日とし、城ヶ島より宮川村の堂ヶ嶋を目標としておこなつた。⁽²³⁾ 右に述べた船打ちのほか、駐留者の士気昂揚をはかるため、武装して行進の訓練、弓、鉄砲、馬術の訓練⁽²⁴⁾ をおこなつた。これ等は、外国船防備を目的とする駐留者にと

って不可欠事であつたと考えられる。

会津藩は、防備のために、相州に領地を得た。そこを根拠地としての防備であるから、その相州領分の支配も同時に駐留者の任務であつた。支配事務は観音崎陣屋においておこなわれた。支配の主な内容は、第一に外国船来航の非常事態を想定し、防備が円滑におこなわれるための支配である。外国船の防備は必然的に海上になる。海上に於ける防備であるから船舶を欠くことはできない。会津藩は、防備に必要な船舶の一切を相州領民の所有に依存しなければならなかつた。又その船舶に要する水主⁽²⁶⁾ も領民に依存しなければならぬ。他方陸上においても、非常の際は武器・弾薬・兵糧等、物資の輸送が増す。従つて、浦方の領民の徴収だけに留まらず、在方村々の領民の労働力も徴収しなければならない。そこで会津藩に於いては、相州領の十五才より六十才迄の者を全員徴収し、⁽²⁷⁾ 使用することとしていた。非常の際に、右に述べた船舶・水主・人夫が集まらないことは防備に大なる支障となる。従つてその支障を未然に防止するためには、領民の掌握に意を注がねばならなかつた。史料⁽²²⁾ にみえる、水主の一部に帯刀御免の特権を与えたことは、領民の上層部を支配者側に吸合することにより、領民を刺戟することなく掌握せんとしたあらわれと思考する。

会津藩が、文政三年十二月、相州の防備を解任されるまでの間、文化十四年、文政元年の再度にわたって英国船が入津した。此の際相州において如何なる防備をおこない、そのために相州領民をどの様にして、如何程の人夫・水主・船舶を徴収し、いか程の手当を支給したかは不明である。史料(22)によれば、徴収のあった場合に限り、某の手当が支給されたことは確かである。会津藩の後任として、相州に於いて防備をおこなった川越藩は、文政五年五月、英国船サラセン号の防備に際し、多数の水主・船舶を徴収して使用した。しかしその時に水主・船舶に対して与えた手当は著しく僅少²⁸であった。他藩の例を以って推論することは危険の存することであるが、会津藩の場合も川越藩に類していたと思考する。

領分よりの年貢の徴収も駐留者の任務であった。川越藩の忍の者の報告⁽²⁹⁾によると、枅の計量方法が非常に特殊である。年貢米を枅に入れ、斗かきを以って枅を三回打ち、米の沈下した量を追加して徴収した。米質の吟味も厳格で、糲摺の不良な年貢米は、その米主と村役人を郷方役人の前に呼び出し、摺直しを命じた。年貢米のつくり方については、「五人組帳前書」⁽³⁰⁾などに「：入念あらおれ、小米、青米、死米、塵芥抔無之様持立可申候……」などと、詳細に記してあるから、糲摺の不良な年

貢米の摺直しは特に珍しいとは思われない。しかし斗かきを以って三度打つが如き枅の計量法は、珍しいと言うほかあるまい。右の計量法に順じ、千葉県安房郡長狭町において永年農業を経営する筆者父高橋小一に計量を依頼した。八十匁の斗がきに代え、八十匁の打棒にて斗枅を稍々強く打った時、新に入る積が二合強となった。従って会津藩治下の相州の農民は、一俵につき特殊な計量法のため八合近い負担をせねばならなかったことになる。

右の年貢米の徴収方法が事実であったとするならば、会津藩の徴収方法の特異性か、又は防備上の領地なるが故の特殊な扱いであったのであろう。しかし使用した史料が、川越藩の記録であることも考慮する必要がある。即ち会津藩に対し、川越藩が何等かの関係を有していなかったか。あるいは相州において対岸房総に於ける白川藩の善政⁽³¹⁾が風聞されることを考えると、相州領民が会津藩の支配を嫌い、故意に誇張して語るところをそのまま川越藩の忍の者が報告していないかなどである。従って先に述べた会津藩の徴収方法が総であると断定はできないが、無根でもなかったらう。

厳しい徴収によって、相州において、如何程の年貢の徴収ができたかと言うと、米一万七・八千俵、小物成・浜運上等が金三千両⁽³²⁾といわれる。米一万七・八千俵

が事実か否かを逆算すると、一万八千俵と仮定し、四斗二升入り⁽³³⁾とすると、七五六〇石になる。相州領は三万石余⁽³⁴⁾の領地であるから、仮に五公五民、五合摺とすると、七五〇〇石となり、相州領での徴収高と大体近い。従って、会津藩は、相州において、一万七八千俵の年貢を取立てていたと解してよいだろう。取立てた年貢米は、相州に貯蔵し、軍用米・駐留者の扶持米⁽³⁵⁾に使用した。

公事出入の処理も駐留者の任務であった。会津藩の刑は厳しかった。会津藩の相州領は、元來川越藩が有していた。その領有する数十年の間に死刑が二回程あったのに対し、会津藩は十年余に二十余人に対して死刑を執行した。追放刑に対しては、劓刑を加えた。⁽³⁶⁾

江戸時代は、幕府法度に従い、各藩に対し自分仕置が認められていた。⁽³⁷⁾幕府は、死刑・追放・入墨などの刑を執行した。従って、会津藩においてもそれ等が執行されることは当然である。しかし化政期に、なお劓刑が執行されていたことは一考すべきであろう。自分仕置が認められていたとは言え、それは幕府法度に順ずることによってであった。幕府は、享保五年以後、刎・劓・手指切斷の刑に代え、入墨刑を執行することとした。⁽³⁸⁾従って、化政期には、既に諸藩はそれに従っていたと考え

られる。しかるに会津藩がなお劓刑をおこなっていたことは、会津藩の保守性の表れか、又は相州領民に対する特殊な扱いであったろう。

入墨の刑は、主に盗犯に科せられた⁽³⁹⁾といわれている。入墨刑は劓刑に代った刑であるから、劓刑も盗犯に科せられたものであったと考えられる。もしこの解釈が許されるなら、会津藩治下の相州においては、「……追放等八年々数多御座候由、入墨之場、鼻をそき追放……」⁽⁴⁰⁾とあるから、盗犯が年々増加の傾向にあったとも考えられる。領民がこの様な傾向にあったことは、その原因が彼等の生活の貧困、即ち既に述べた苛酷な租税徴収にあったと言っても過言でないだろう。

三、相州駐留者の生計

相州駐留者は、相州において禄米を得、生計をたてていた。禄米は、四期に分割して支給された。出費の重む幕の支給は、十兩につき六十俵替の相場⁽⁴¹⁾で与えられていた。会津藩が防備についた文化七年より文政三年の間の幕の御張紙値段の平均は、三十三兩強⁽⁴²⁾であるから、十兩につき三十一俵程の相場となる。従って、会津藩の相州駐留者は、幕府旗本等の半額の換算率を以って換金支給されていた。相州駐留者の生計は苦しかったと

考えられる。さらに文政三年十月よりは、宛行扶持となり、困窮状態は著しく、防備以外の陣屋に於ける執務は滞り勝であった。文政四年正月には、陣屋に於いて上下も着用しない状態⁽⁴³⁾であった。

駐留者のこのような生活の窮乏は、領民に影響を与えずにはおかなかった。駐留者は、領民より日用品を買掛けていたのであるが、収入の減少のために、その支払が困難⁽⁴⁴⁾であった。

文政三年十月に至り、何故に宛行扶持となったであろうか。二因が考えられる。その一は、藩自体の財政の動搖である。その二は、文政三年十二月二十八日の防備解任の見通しが、既に十月に藩当局に立ち、そのために宛行扶持としたかもしれない。その連鎖反応として、防備のみ勤め、間接要務である領地支配など放置し、陣屋内の綱紀も紊乱するに至ったのではないか。しかし買掛けの未払や遅延は、解任と関係はない。少なくとも格式・身分の尊重される武士社会であるから、藩自体に経済力があるならば、解任となった文政四年正月などに、敢えて汚点を残すが如き困窮生活を相州駐留者にさせないはずである。茲に同時に防備の命を受け、対岸房総に於いて防備の任にある白河藩に先だって解任を出願⁽⁴⁵⁾した原因があるのではないか。

四、防備に伴う領分の移動

既に寸言した様に、会津藩は、相州を領有し、そこを基地として江戸湾頭において防備を担当した。石高は都合三万石余⁽⁴⁶⁾であったが、その村名は明かになし得なかった。しかし、会津藩が今回得た相州領の中、約一万五千石は、それ以前川越藩の領有であった。⁽⁴⁷⁾川越藩は兼々領地の点在に苦しみ、幕府に対し武州内において領地を得たい旨を願っていた。松平大和守斉典の時の文政四年正月二十七日の記録⁽⁴⁸⁾に、養父の時、相州領を上知し、川越城下に於いて代知を得た旨が記されている。斉典の養父は、松平大和守直温であり、文化七年より同十三年迄の藩主であった。従って、川越藩の相州上知が、文化七年よりの会津藩の相州防備に伴っておこなわれたことになる。その結果、川越藩は年来の希望を達することができた。他方会津藩は、新に三万石余の新領地を相州において領有したのであるから、封内に於いて三万石余の領地を上知してしかるべきである。しかし会津藩は、陸奥国河沼郡、越後国蒲原郡に於いて三万石余を上知し、同時に預地に変更されたにすぎなかった。従って防備解任の時は、直に相州の三万石余を返納し、預地となっている河沼・蒲原両郡を旧来の如く領有できる可能性を持つ

たことになる。会津藩にとっては、相州の新領分は防備の都合上のものであり、何等の愛着も有しない土地である。玆に前述した如き苛政も敢て辞さなかった一因が存在するのではないか。

文政三年十二月二十八日、内願が聞き届けられ、防備解任となった。⁽⁵⁰⁾ 幕府は功を賞し、時服三十領を賜り、⁽⁵¹⁾ 砲台・大筒等をそのまま残す故を以って金一万兩⁽⁵²⁾ を賜った。同時に防備の必要上から会津藩が有していた相州三万石余は上知し、預地となっていた河沼・蒲原二郡を旧に復して領有した。⁽⁵³⁾

文政三年十二月以後、相州は松平大和守、大久保加賀守、浦賀奉行にて分担防備⁽⁵⁴⁾ することになった。松平大和守は、会津藩同様相州において新に領地一万五千石を得、⁽⁵⁵⁾ 防備に従事した。上知は武州内に於いてなされた。藩当局・領民の嘆願⁽⁵⁶⁾ にもかかわらず、終に預地にはならなかった。⁽⁵⁷⁾ 会津藩と同時に、房総に於いて防備に於いた白河藩、及び弘化四年相州に於いて防備に於いた彦根藩に対しては、上知分が旧領主の預地⁽⁵⁸⁾ となった。

預地について、渡辺清助氏は、会津藩の化政期の防備の場合もとりあげて論じている。⁽⁵⁹⁾ 氏の論は、次の五点に要約されよう。(一)、海防による藩の負担を補うため

化政期における会津藩の江戸湾防備（高橋）

に、割替の方法をとらず、加増の形式とし、加増による家格問題の生起が幕藩体制に由々しき問題を提起することを防止する。(二)、海防による負担は、一時的性格のものであるから、所領の割替の手間を省く。(三)、上知を預地として旧来通り支配し、支配者の交替による支配内容の変化からおこる被支配者の不安防止。(四)、幕・藩領の支配の相違を防ぎ、幕領との係争問題をスムーズに解決し、藩の地方支配の強化の維持。(五)、藩の支配領域が旧来通り維持できる特典、即ち支配領域の拡大を意味する。

(三)・(四)・(五)の氏の考えについては賛成できるが、⁽⁶⁰⁾ (一)・(二)の氏の考えについては必ずしも賛成できない。⁽⁶¹⁾ 既に述べた如く、会津藩の後任を承った川越藩に対しては、三家分担と防備地への遠近差の条件を除けば、相州に於ける海防という全く同一条件にありながら、終に預地とはならなかった。海防に纏る預地については、渡辺氏の(一)の考え方のほかに、藩と幕府の間の微妙な関係によるものがあつたのではないか。

結 び

会津藩の相州に於ける江戸湾防備について探ってきたが、玆に拙稿の結びにいたった。

装備・人員については、絶ず変動があったと考えられる。その原因は、駐留者の生計の逼迫が藩財政の不健全に起因すると考えられた如く、装備・人員の縮小もまた同じ原因によったものと言つてよからう。防備施設の設置場所である平根山・観音崎・城ヶ嶋は、以後江戸湾防備の拠点として幕末、否、第二次大戦終末まで重要な地点であった。寛政以来の幕吏の巡検によるところも多いであろうが、初期の防備担当藩として、その地点の選定を誤らなかつたと言えよう。

防備に際し、新に得た相州三万石の支配は、既に述べた通り苛酷であつたと言えよう。この苛政は、防備のために得た領地、即ち軍事基地であつたがためと考える。外国船防備と言う職務を大過なく遂行することが藩を安泰にする。そのために苛斂誅求の傾向が存したのである。従つて、海防は、その基地となつた領民の犠牲の上に立つておこなわれたと言つても過言ではなからう。

駐留者の生活は、余裕があつたとは言えない。一般に幕府諸藩の財政は、文化・文政・天保期と益々逼迫したと言われるが、駐留者が受ける扶持米、及び彼等の支払の一端より察すれば、会津藩の財政も例にもれないと言つても過言ではなからう。海防の生起した当初に、このような状態であつたことは、以後の海防が諸藩の財政に対

し害こそあれ益はなかつたであらうと思考する。

防備に伴う領地替の際は、防備に必要な領地を与えられるが、上知となつた土地が旧領主の預地となるとは言えない。最初の防備担当藩に与えられた預地の条件が、総て踏襲されたとは言えない。

以上極めて限られた史料を以つて拙稿を結んだ。会津藩と同時に、房総にあつて江戸湾の防備の任にあたつた白河藩についても探る必要があるが、後日の機会に譲りたい。

註(一)・通航一覽卷八、p. 81・84。

・増訂近代日本外国關係史第二章第二節。

・史学雜誌第二十七卷六号所収河野常吉氏「安永以前松前藩と露人との關係。」

・日本海防史料叢書卷五、p. 31。

・通航一覽卷七、p. 95・104～184。

・日本海防史料叢書卷三、p. 157所収「近時海國必読書卷六西洋諸夷略表。」

(2)・歴史地理五十五の二所収中野礼四郎「ナポレオンの大陸封鎖令に対抗せる英國政略の我國に及ぼせる影響。」

(3)・通航一覽卷八、p. 441～442。

(4)・通航一覽卷七、p. 432・433・445。

・海舟全集卷六、p. 361～371。

・日本海防史料叢書卷五、p. 119・125～127。

(5)・通航一覽卷八、p. 398~406。

・海舟全集卷六、p. 374。

(7)・通航一覽卷八、p. 398~406 会津藩と同日で白河藩に対しても房総防備の命が下ったからであろう。

(8)・右 同 p. 398。

(9)・会津松平家譜 p. 177には「文化七年七月砲墩を相模国観音崎及び三崎に築き、陣営を作る」とある。

(10)・通航一覽卷八 p. 400には観音崎は文化九年の築造とある。

(11)・右 同 p. 399~400。

(12)・右 同 p. 399~401。

・三浦古尋録卷五。

・東京市史稿港湾編第二卷 p. 476 所収新編相模国風土記。

(13)・通航一覽卷八、p. 404。

(14)・東京市史稿港湾編第一卷 p. 534 所収接番年表。

・会津松平家譜 p. 181。

(15)・川越藩の記録については、拙稿「川越藩の相州に於ける江戸湾防備」法政史学第十二号参照。

(16)・文政四年正月二十九日、両忍の者の報告の条。

一、固之ヶ所、鴨居村地内観音崎、西浦賀平根並三崎、右三ヶ所者案絵図面差上申候、いつ連も御台場大筒三挺と番人甲士三人、足軽四・五人、小者等代り番相勤候由、最初ハ海上江玉落見届候船差出し、月毎大筒打之处、只今二而ハ選近ニ御座候由。

化政期における会津藩の江戸湾防備(高橋)

(17)・(14)参照。

・外交志稿卷十、p. 328。

・日本海防史料叢書卷三、p. 162「近時海国必読書卷之六、西洋諸夷略表。

(18)・文政四年正月二十九日両忍の者の報告の条。

一、観音崎、平日人数之義、隊長始甲士迄、役々四拾人程、足軽百六拾人有之旨風説仕候得共、全者隊長平根を兼而両人、物頭兩人、甲士拾人程、郡奉行壹人、代官壹人、目付、軍士、船奉行等兼務多、足軽六拾人、外ニ医師、諸職人、小者、厩付、牢番等迄、竈數四百餘余御座候得共、當時過半明き家ニ御座候、隊長林又吉と申人退役後、田中鉄次郎と申人、観音崎・平根兼務ニ御座候、足軽六拾人之外、差配与力と申者御座候、是ハ足軽小頭鉢ニ相聞申候、西浦賀平根陣屋ハ観音崎ニ通ひ勤之鉢ニ御座候。

(19)・川越藩の記録によると文政四年四月十三日、加藤金之助なる者は、「其方義物頭被仰付、組御預被成候……」と、物頭として相州に行くことになったが、同年六月十日に「右者役介女相州御小屋之義、間狭ニ茂有之、家内模様無抱差支之義も有之ニ付、何卒暫之間、爰元一家共之内江差残度旨、御敷ニ被任候段……但無抱義と申ハ昇平義も年頃ニ有之、右女も年頃ニ候処、間狭ニ付而差支之趣也」とある。
・楽翁公遣事 関西評論社・明治四十三年五月発行p. 57~59によれると、白河藩に於いても妻子を同伴させて、房総に派遣した。

・遊房総記（房総叢書八卷、p. 123）には、著者小野正端が「……抑四十七年前の文化八年には予求めて七才。父母に随ひて此の地に移り、同十年竹岡に移りしが……。」と見える。

(20) ・文政四年正月二十九日、両忍の者の報告の条。

一、三崎御陣屋詰、隊長壹人、物頭壹人、甲士五・六人、足輕三拾人、外役々兼務之由ニ御座候。

(21) ・(16) 参照。

(22) ・文政四年正月二十九日両忍の者の報告の条。

一、軍船之義ハ御手船五大力押送船少々御座候由、船之義ハ浜村村方ニ付、村方之船自由ニ御遣ひ被成候由、船奉行横山数馬と申候、水主之義者御船頭と唱候もの帯刀御免下、船頭と唱候もの帯刀御免無之、いつ連も村方之もの江被仰付、御用相動候節計御賄被下、平日者御扶持方等、不被下候、右村方水主之もの共者、日頃魚漁渡世之者共ニ而、海上ニ訓、江戸押送船之義ハ夏向ニも相成候得者、渡海片時を争ひ、魚類之価高下有之義ニ付、舟之進退艱難之自在を得、御用ニ可相立者共ニ御座候、先達而異国船漂着之節、水主共働宜由風聞仕候、鉄砲船打之義ハ、三月ノ九月迄、隊長物頭夫々組引従ひ稽古御座候由、尤毎月一度ツ、御座候旨。

・(16) 参照

(23) ・三浦古尋録卷五。

(24) ・文政四年正月二十九日両忍の者の報告の条。

一、観音崎出張之役々、大津浜原ニ而、毎月壹度ツ、隊長

始役々罷出、いつ連茂者んてん股引ニ而、大小反に打差帶し、軍立足並之稽古御座候、且又御陣屋内ニ而旗手・弓馬・鎗・鉄炮稽古御座候。

(25) ・(26) ・(22) 参照。

(27) ・文政四年正月二十九日両忍の者の報告の条。

一、非常之節者、観音崎御陣屋ノ触当次第、浜方之村者人足船等差出し、御領中拾五才ノ六拾才迄、御陣屋江駆付相動候様、常々申付有之由。

一、三崎御陣屋、西浦之海付村方在方、右同断申付御座候由。但、駆付人足御短舟賃被下候、賃錢多少ハ時ニ応し候事。

(28) ・法政史学第十二号 p. 947 108 前掲。

(29) ・文政四年正月二十九日両忍の者の報告の条。

一、会津様郷村御取扱之義、第一御收納御取立方、斗升ニ入竹之斗がきニ而かき落し、右之斗かきニ而升を三度敲キ、米減り候得者足シ米申付、且又糶指方不宜候得者、郷方役前江米主村役人呼出シ、糶指直と申付候旨、俵数多分之節者、妻子等迄も罷出、摺直候茂、下方ニ而甚難渋ニ存候趣ニ御座候、先規無之大豆上納之義、村高等ニ応し、御取立有之義、下方氣配不宜旨ニ御座候。

(30) ・五人組帳の研究（野村兼太郎・有斐閣）所収、五人組帳資料 p. 125。

(31) ・文政四年正月二十九日両忍の者の報告の条。

一、向ひ地、白川様御固場、安房ノ上総之境ひやくしと云俗唱申候、文字ニハ百首と認申候、安房洲の崎等御陣屋同所高

ミニ御台場御座候、いつ連も物頭、侍分、足輕都而三・四拾人御座候旨、一鉢御手配行届、下々氣配宜、多分所之もの江御扶持方等被下置、非常の節者被召遣候積ニ被仰渡有之候旨、都而御取扱会津様と違ひ、物毎大層ニ無之、弁理方一之工夫ニ而、軍馬乗船之調練不怠、嚴重之事ニ御座候由風聞仕候。

(32)・文政四年正月二十九日兩忍の者の報告の条。

一、御年貢御取立方、夏成六月、秋成九月、冬成十一月十日皆済之旨御座候、会津様御領分、鎌倉郡三浦郡ニ而、米方壹万七八千俵、金方畑方小物成浜運上とも三千兩余ニも可有之哉と、此義、事実ハ相分兼候得共、風聞之處御座候。

(33)・日本經濟叢書卷一、p.252 所収民間省要「……私領の年貢米或は四斗入、四斗二升にて納来る有るといへど……」。

(34)・会津松平家譜 p.177~178。

(35)・文政四年正月二十九日兩忍の者の報告の条。

一、軍用米御手当之義ハ、御陣屋內御蔵ニ御囲米御座候由。
(36)・文政四年正月二十九日兩忍の者の報告の条。

一、一鉢御法度烈敷、公事出入吟味方ハ觀音崎御陣屋、郡奉行石沢太治右衛門と申人掛ニ而取調、早速ニ相分り兼候事ハ会津表々公事方と申候役々出張、役所茂別ニ相立吟味御座候由、此方様御領分之節者、村方一鉢穩ニ而、數拾年之内ニ死刑兩度御座候由之處、会津様ニ相成拾ヶ年余ニ而死刑式拾人余有之候由、追放等八年々數多御座候由、入墨之場、鼻をそき追放ニ相成候由、尤内々賄路之扱方ニ而鼻之

そき方輕重御座候由、重科のものハ、会津表ニ而御仕置御座候由。

(37)・日本行刑史、p.89 澁川政次郎。

・法制史の研究、p.1077 三浦周行。

(38)・法制史の研究、p.993 同前。

(39)・日本行刑史、p.89 澁川政次郎。

(40)・(36)参照。

(41)・文政四年正月二十九日兩忍の者の報告の条。

一、觀音崎、平根、三崎定在之面々、質素第一ニ而御座候由一鉢御家中多ニ而、□作少きうへ、四ヶ一と申割合ニ而、百俵取ハ四度ニ式拾五俵も相渡し、暮式拾五俵者定直段拾兩ニ付六拾俵替之相場ニ御座候由ニ而、暮之方難澁之處、去辰十月々扶持方御宛行ニ相成、御番所勤之外ハ諸勤不致当正月杯者三御陣屋ニ而者上下茂着用不仕候由、町在買掛弘方等遲滞致、下々迷惑ニ而氣配不宜旨ニ御座候。

(42)・近世地方史研究入門、p.159 岩波全書。

(43)・(41)参照。

(44)・(41)参照。

(45)・桑翁公伝、p.357 所収花月日記。澁沢栄一。

(46)・会津松平家譜、p.177~178。

(47)・文政四年正月二十五日、水野出羽守、大久保加賀守並に御勘定奉行遠山左衛門尉に差出した領地替についての内願書。

私儀浦賀最寄江異國船渡来之節者、浦賀奉行々申越次第

法政史学 第一五号

一五六

早速人数差出候様可仕、右ニ付而者先年御引替被下候武州之内壹万五千百石之处、相州之内ニ而村替被 仰付候段、被、仰渡難有仕合奉存候、然ル上者、願ヶ間敷義申上候茂、甚以奉恐入候得共、一舛私領分形合者、養曾祖父大和守幼年之訳を以幡州姫路ヶ上州前橋江取替被 仰付、暫在城仕候处、城後利根川水当強、追々欠崩、酒井雅樂頭在城之砌ヶ櫓六ヶ所迄取壊、本丸之居宅茂三ノ曲輪江作事仕候様相成候得共、弥以欠崩、何分居城難相成、御見分之上当川越江城地拝領被 仰付候处、川越表之義者秋元但馬守領地之節と違ひ、城付高少く御引渡ニ付、家中扶助ニ茂差岡、夫役茂遣足り不申ニ付、無抱養祖父大和守奉願、武州之内ニ而御引替被成下候、然ル所右御引替ニ相成候村々ハ、他之領地を隔、三・四里、八・九里、或十四・五里之道法を相離、飛々之村方ゆへ不都合ニ而品々差支多、川越表用弁不宜、養祖父大和守兼々心痛罷在候得共、折茂無御座點止罷在候義ニ御座候、然ル所先年養父大和守代、相州領分上知被 仰付候似、前々申上候通之形合故、相州領分御引替之御沙汰ニ茂至候者、相州領分不残差上川越城付向寄ニ而代替被下置候様仕度之段内願申上、相州領分不残上知被 仰付、川越城付向寄ニ而代知被下置候ニ付、追々都合宜相成、難有仕合奉存候、然ル所此度浦賀最寄人数出之義、被 仰付候ニ付而者、先年御引替被下候武州之内壹万五千百石之处、相州之内ニ而村替被 仰付候越御座候处、右城付最寄ニ而御引替被下候場处、養父大和守内願之上御引替被下

漸城用都合茂宜相成候处、右村々と御引替相成可申哉と心痛仕候、左候得者、何共勝手儘之義申上候様ニ而恐入候義ニ者御座候得共、城付之村々無員ニ召人数を以固候様ニと之蒙 御用等候節者、其夫役申触候ニ茂城付之領分纏ニ而、他領を打越、又々領分村方有之、急ニ申継等も何分間ニ合不申、此等之趣ハ武備之一不足ニ茂有之、夫而已ならず城用差支候様次第ニ成行候得者、自と相当之高役茂内実相勤兼候段ニ至候而者、恐入候義ニ付、何分格別之御評議を以養父大和守内願之上御引替相成候村々之義者其儘被御居置前々申上候養祖父大和守代御引替相成候別紙村々之内ニ而相州之御引替被 仰付被下候様仕度奉存候、且又右上知村々之義、旧領之義ニ御座候間、可相成候ハハ直預所ニ被 仰付被下候得者、第一夫役遣ひ方出来仕、右舛外護之御用蒙仰候規模茂相立、重々難有仕合奉存候、然ル上者、弥以出精仕、村柄迄も取立候様可仕候、此等之趣何分ニ茂厚御含被成下度、此段御内々申上候。

以上

正月廿三日

御名

別紙村々は略す。

(48)・(47)参照。

(49)・(46)参照。

(50)・通航一覽卷八、p. 402。

(51)・会津松平家譜、p. 181 には三十兩とある。

・川越藩の文政四年正月二十九日の条に、会津藩が時服三十

而を拝領したことがみえる。

・通航一覽卷八、p. 402 には二十両とみえる。

(52) ・会津松平家譜。

(53) ・(52) 参照

(54) ・川越藩記録文政三年十二月二十八日の条。

浦賀最寄江異国船渡来之節者、浦賀奉行より申越次第早速人数被差出候様可被致、尤大久保加賀守江茂同様相達候。

一、右二付而者、先年引替被下候武州之内壹万五千石之处、相州之内二而村替被 仰付候、委細之義者御勘定奉行、浦賀奉行可被承合候。

・通航一覽卷八、p. 402。

(55) ・(54) 参照。

(56) ・(47) 参照。

・文政四年六月五日、川越藩士松野伝十郎が水野出羽守御用人金沢八郎と大久保加賀守御用人松本三郎兵衛に差出した内願書。

私儀、浦賀最寄江異国船渡来之節人数出被 仰付、右二付先年御引替被下候武州之内壹万五千石之处、相州之内二而村替被 仰付候段、被 仰渡難有仕合奉存候、然ル上者願ケ間敷義申上候茂甚以奉恐入候得共、最初内願申上候通り之領分形合故、先年養父大和守内願之上御引替相成候村々之義ハ其儘被御居置、養祖父大和守代御引替相成候村々之内二而相州村々御引替被 仰付被下候様仕度、且上知村々之義、旧領之義ニ茂御座候間、直御預所被 仰付被下

化政期における会津藩の江戸湾防備（高橋）

候得者、第一夫役遣ひ方出来仕、右舃外護之御用蒙 仰候規模茂相立、然ル上者弥以出精仕、村柄迄茂取立候様可仕之段内願申上候处、願之通先年養父大和守内願之上御引替相成候村々者其儘御居置被下、養祖父大和守代御引替相成候村々之内二而相州村々御引替被成下、難有仕合奉存候、且上知村々之儀、御預所願之義ハ難被及御沙汰段、御書取を以被 仰渡奉畏候、右舃村々御引替之義、願通被 仰付候上之義、猶又願ケ間敷再応申上候茂、重々奉恐入候得共、右御用蒙 仰候ニ付而者、幾重ニも厚手当仕置相勤申度奉存候处、何様城附之村々少、差向相州表江兼而御届申上置候通之人数差出候上、追人数等差出候時宜ニハ至り候節、前ニ申上候通城附村々無員ニ召、夫役遣ひ方差支等出来可仕哉も難計、心痛仕候、且又先年松平肥後守、松平越中守御用場被 仰付候節、両家領分持場最寄ニ而村々御引替被下、上知村々之分御預所被 仰付候由、領内之者及承、今度領分上知村々之分も旧来之領分故、此後預支配度奉而相願候趣茂相聞、右之次第二付、此上御預所被 仰付被下候得者、領内一同人氣氣引立、自勵之為ニも相成、夫役遣ひ方之弁理茂出来仕、万端都合宜、且者右舃御用蒙 仰規模も相立、重々難有仕合奉存候、申上候茂如何敷御座候得共、外御預所江者、口米・永被下候由、左様之義ニも候得者、右口米・永者請取不申上納仕、都而取扱之義者何連ニ茂御差図之通取計候様重立候、家来共江申付此上弥出精仕、村柄を茂取立候様可仕候間、何卒上知村々之分、御預所被

法政史学 第一五号

一五八

仰付被下候様仕度奉存候、再応申上候義、重々奉恐入候得共、何分ニ茂御思慮被下、厚御評義被下候様仕度此段申上候。以上

六月五日

御名

(57)・文政四年八月十二日の条。

一、從江戸御用状到来、左之趣申来之。

水野出羽守殿々御内席江御呼出ニ付、参上之处、先達而御差出被置候御内願書江、被成御書添、御用人山田藤助を以被御渡之候。

左之通御座候。以上

八月十二日

松野伝十郎

御預所内願之趣、再応被申聞候得共難被及御沙汰候事。

(58)・千葉県君津郡誌「p. 686 所収「伊勢桑名松平家譜」千葉県君津教育会。

・滋賀県史卷三、p. 516。

(59)・法政史学第十一号所収「徳川幕府の預地について」

(60)・(47)(56)参照。

(61)・(56)参照。預地を有する藩に与えられる口米・永・自分支配の權利を放棄してもなお預地としておきたいと言うのでは、預地によって防備の負担が補なえるとは考えられないし、かくまでしてもなお許されなかった。所領替の手数を省くためと言う考えも成立しない。幕府に負担軽減のために預地とする意志があるならば、所領替の手数など考慮することなく、又再三の内願などを経ずして預地とするはず

である。海防に伴う預地の成立不成立については、さらに追求の必要があらうと思考する。

(千葉県市川市立中山小学校勤務)